

## 米国関税措置の影響を受ける中小企業を支援

－ 県制度融資を利用する企業の信用保証料の一部を補助します －

本日、米国関税措置の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援するため、新潟県が新たに「米国関税対策特別融資」の運用を開始しました。これを受け本市では、本制度で融資を受ける市内の中小企業に対して、融資額の3,000万円までを上限として信用保証料の50%を補給し、利用者の負担軽減を図ります。

### 【信用保証料補給 概要】

市内中小企業者が、市内の金融機関で県制度融資を利用する際、信用保証料の一部を補助します。

1. 対象者：新潟県制度融資「米国関税対策特別融資」を利用する中小企業者等
2. 支援内容：信用保証料の補給
3. 補給割合：融資額3,000万円までを上限に、信用保証料の50%を補助
4. 補給期間：令和7年6月13日～令和8年3月31日
5. 申込：市内金融機関

### 【参考：県制度「米国関税対策特別融資」】

1. 対象者：米国関税の影響により資金繰りに支障をきたしている、又はきたすおそれのある中小企業者。
2. 融資限度：3,000万円
3. 資金使途：運転資金・設備資金
4. 融資期間：7年以内（うち据置期間2年以内）
5. 融資利率：融資期間に応じて年利1.30%～1.70%
6. 取扱期間：令和7年6月13日～令和8年3月31日



本件についてのお問い合わせ先  
産業振興部 商工振興課：小林、斎藤  
電話：0256-77-8231（直通）